

第六十九号議案

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

第二十二條第六項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十一号の改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

#### （説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、区の実施機関が保有する情報提供等記録に訂正があった場合の通知先を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。